

令和7年度 第3回静岡県環境審議会 会議録

日 時	令和8年1月26日（月）午後1時30分から午後3時15分まで	
場 所	県庁本館4階 特別会議室	
出席者 職・氏名	<p>委員（敬称略、五十音順）（委員16名、特別委員1名）          浅見 佳世、伊丹 雅治、井上 隆夫、小野寺 郷子、木村 浩之、小杉山 晃一、小南 陽亮、五明 玲子、齋藤 寛、谷 幸則、中川 教子、名倉 光子、藤川 格司、牧野 正和、望月 鉄彦、山本 早苗、蔵治 光一郎</p> <p>事務局（県側出席者）（16名）          縣くらし・環境部長、望月くらし・環境部理事（水資源担当）、伏見くらし・環境部参事（生活環境・安全担当）、西室くらし・環境部参事（南アルプス自然保護担当）、佐藤くらし・環境部参事兼環境政策課長、大川井くらし・環境部参事（自然共生担当）兼環境ふれあい課長、清環境局長、小林環境局参事、寺澤自然保護課長、浅見鳥獣捕獲管理室長、松野富士山・南アルプス保全室長、西尾廃棄物リサイクル課長、加茂生活環境課長、望月水資源課長、岩本盛土対策課長、阿部衛生課長</p>	
議 題	<p>1 審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太田川圏域流域水循環計画の策定</li> </ul> <p>2 諮問事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次静岡県環境基本計画の改定</li> <li>・第5次静岡県循環型社会形成計画の策定</li> </ul> <p>3 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画部会審議結果</li> <li>・温泉部会審議結果</li> </ul>	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度第3回静岡県環境審議会 次第</li> <li>・座席表</li> <li>・静岡県環境審議会 委員一覧</li> <li>・静岡県環境審議会 特別委員一覧</li> <li>・県側出席者一覧</li> <li>・静岡県環境審議会条例</li> <li>・審議事項 太田川圏域流域水循環計画の策定 【資料1】</li> <li>・諮問事項 第4次静岡県環境基本計画の策定 【資料2】 第5次静岡県循環型社会形成計画の策定 【資料3】</li> <li>・報告事項 企画部会審議結果 【資料4】 温泉部会審議結果 【資料5】</li> </ul>	

## 1 議事

### (1) 審議事項

- ・太田川圏域流域水循環計画の策定

### (2) 諮問事項

- ・第4次静岡県環境基本計画の改定
- ・第5次静岡県循環型社会形成計画の策定

### (3) 報告事項

- ・企画部会審議結果
- ・温泉部会審議結果

## 2 審議内容

### (1) 会議成立の確認

委員 20 人中 16 人出席を確認。環境審議会条例第 6 条第 2 項に基づき、会議成立。

### (2) 審議事項

#### (会長)

皆さんこんにちは。とても寒い中で、ご苦労さまでございます。外は寒いんですけども、審議会の中には活発な意見や質問をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは次第に沿いまして議事を進めます。円滑な議事進行へのご協力をよろしくお願いたします。本日は審議事項が 1 件あります。「太田川圏域流域水循環計画の策定」について審議を行います。これについては、審議を水循環保全部会に付託しておりましたので、部会の審議結果について、水循環保全部会長からご報告をお願いいたします。

#### (水循環保全部会長)

部会の審議結果についてご報告いたします。審議の結果を取りまとめた報告書が、お手元の資料 1-1 になっております。9 ページは鑑でございまして、裏面の 10 ページからご説明いたします。

まず、「審議の状況」でございしますが、本部会は「太田川圏域流域水循環計画の策定」について審議を付託されたので、昨年 8 月から今年 1 月までの間に 3 回部会を開催して審議を行いました。水循環保全部会の委員からは、それぞれ専門的な見地からのご意見をいただき、事務局においてそれらを盛り込み、原案を策定してまいりました。

また、国・県、市町で構成されている太田川圏域流域水循環協議会や、住民アンケート、パブリックコメントなどの結果も踏まえて、お手元の別冊資料 1-3 という分厚いものがございすけれども、こちらのような計画案をまとめたところです。

続いて、2、「策定の趣旨等」でございしますが、(1) として「策定趣旨」ですけれども、太田川圏域における健全な水循環の保全に関する施策の効果的な推進を図るため、国の水循環基本計画、静岡県水循環保全条例及び令和 5 年度環境審議会での答申をいただいた「流域水循環計画の策定に当たっての基本的な考え方」に基づいて策定を進めました。昨年度、国の水循環基本計画が改定されておりますが、その際に示された「流域総合水管理」の考え方にも留意しつつ、部会においても審議を重ねてまいりました。

(2) の「計画策定の着眼点」でございしますが、圏域の理念、将来目指すべき姿を共有し、水循環に関する施策等を連携して実施すること。既存施策において未対応の課題が見いだされた場合は、それを新たな取組につなげることなどに留意して策定をしたところです。

計画期間は令和 8 年度から 17 年度までの 10 年間ですが、5 年後に中間評価を行い、必要な見直

しを行う予定としております。

3、「計画（案）の概要」でございますが、こちらについては、資料1－2の「太田川圏域流域水循環計画（案）[要約版]」がございますので、こちらを用いて説明させていただきます。資料は、12ページが表紙でございますので13ページからになります。13ページには先ほどご説明さしあげた内容を記載しておりますので省略いたします。

14ページをごらんください。こちらに「太田川圏域の概要」をお示ししています。なお、本文中には、地形・地質、気象、圏域内の利水、地下水、水収支等、より詳細な状況を示しております。

15ページから、「太田川圏域の現状と課題」を示し、整理しています。表にあるように、「水質」「水量」「災害・治水」「自然環境」「暮らし」の5つの分類に分けて現状と課題を整理しております。太田川圏域は、歴史的にも自己水源が乏しく、古くはため池が多く造られ、現在では隣接する天竜川水系、あるいは大井川水系の流域からも導水していますが、最近では隣接する河川の取水制限の影響を受けることがしばしばあります。

また、本地域は海拔が低い平野部が広がっており水害が発生しやすいほか、山間部は土砂災害、沿岸部は津波のリスクも有する地域となります。

一方、山間部だけではなく、磐田原台地や小笠山丘陵、ため池、干潟など、上流から下流に至るまで豊かな生物相が存在しています。

16ページをごらんください。こちらは、課題の取組状況、緊急性、地域性を評価している表になります。

続いて17ページですが、こちらに「太田川圏域の理念、目指すべき健全な水循環の姿」を記載しています。県の水循環保全条例に定める基本理念を踏まえ、また太田川圏域流域水循環協議会等での協議や住民アンケートの結果に基づき、理念及び将来目指すべき健全な水循環の姿を設定しました。太田川圏域は、上流域の森林から下流の海岸部まで豊かな自然が広がっており、水不足や水害に度々悩まされながらも自然と共存してきた地域です。今後も暮らしと豊かな自然が共存するよう、地域の貴重な水を守り、将来につなげていく必要があることを踏まえて、「暮らしと豊かな自然が共存する太田川圏域を守る～地域の貴重な資源である水を将来世代に継承するために～」という理念を掲げました。この理念の実現に向けて、その下でございますけれども、「清らかで豊かな流れをはぐくむ自然環境の維持又は回復」「水環境の恵みを受ける産業と暮らしの調和のとれた発展」「水災害（水害・土砂災害・渇水・津波等）の被害軽減」という3つの目指すべき健全な水循環の姿を設定しました。

続いて、18ページでは、現状、課題や、圏域の理念、目指すべき姿を踏まえて、健全な水循環を維持又は回復するための目標を5つの分類ごとに設定しました。ページ下の図に体系を示しておりますが、太田川圏域では、これら5つの目標を達成することで健全な水循環の姿を目指し、さらには暮らしと豊かな自然が共存する太田川圏域を守るという理念の実現に向かっていきます。

また、3つの目指すべき健全な水循環の姿は、それぞれ複数の目標と関連しているため、全体を見通した展開が必要となります。

これら5つの目標を達成するため、19ページから20ページに掲げる施策を位置づけました。施策の実施に当たっては、24の施策について、「流域総合水管理」の考え方にに基づき、流域治水・水利用・流域環境の間に生じる相乗効果や利益相反の関係に留意し、施策間の相互調整を図りながら進めていきます。

「水質」については、汚濁負荷軽減対策の実施、地下水の塩水化に対する観測体制の継続、太田川ダムの濁水放流の長期化の対策検討、実施を行います。

「水量」については、利水関係者との適時適切な調整を行い、渇水時には取水制限等の適切な措

置を講じるほか、地下水の取水基準の見直しや自己水源の整備・維持を行います。

「災害・治水」については、「水災害対策プラン」等による対策の実施、治山事業の推進や土地改良施設・農業用ため池の耐震化、更新設備、保全を図るなど、流域治水に位置づけられている取組を連携して進めるほか、海岸の防潮堤の整備、サンドバイパス等による侵食対策への対応などを行います。

裏面に続いておりますけど、20 ページになりますが、「自然環境」については、森の力再生事業による、荒廃した人工林等の整備の推進や、造林、下刈り、除伐、間伐などの実施。生物多様性の保全上重要な生育・生息地の確保などを行います。

「暮らし」については、農地・農業水利施設の保全や河川愛護活動などに対する支援、森林との触れ合いの機会の醸成などを行います。

これらの施策により計画を確実に推進するため、次の 21 ページのとおり、指標を設定して進捗状況を管理します。指標には 2 種類あり、「健全な水循環の状態を表す指標」と「施策の進捗状況を管理する指標」をそれぞれ設けてあります。詳細な指標は下の表に示しておりますが、「健全な水循環の状態を表す指標」として 6 つの指標を、「施策の進捗状況を管理する指標」として 9 つの指標をそれぞれ設けているところです。

最後に、22 ページをごらんください。計画の推進について、健全な水循環の保全を推進するためには、国、県、市町の行政機関、企業・団体等及び住民の各主体が、それぞれの立場に応じた役割分担に基づき自主的・積極的に施策に取り組む必要がございます。太田川圏域流域水循環協議会が中心となり、「健全な水循環の状態を表す指標」や「施策の進捗状況を管理する指標」を用いて計画の進捗管理を行いながら、この図に示すような体制により、関係機関と連携して取組の推進を図ってまいります。

以上で水循環保全部会からの報告を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、ご意見、ご質問等があればお願いします。オンライン参加の方は、「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。指名後、ご発言の際にはマイクをオンにしてください。どうぞ。

(委員)

ご説明ありがとうございました。

この計画において、県の中でいろんな部局が関わってこられるかと思うんですが、それについては、最後のページで、この「静岡県」の中の静岡県水循環保全部とか検討部会で実施をされると思うんですけれども、このあたり、各部局との連携が年間何回ぐらいあるのか。また、部局によってなかなか言いづらいところがあると思うんですけれども、連携する部分で、何か PDCA 的な感じで取組を考えられているのかどうか。この点をちょっと教えていただければと思います。

(会長)

課長、お願いします。

(水資源課長)

ご質問ありがとうございます。

まず、PDCA サイクルの関係なんですけれども、この協議会は、策定後は年に 1 回、指標の管理という形で会議を開催しようと考えてございます。

それから、5年に1回、見直しを含めて中間評価を行うこととしております。そうしたところで、図面が 13 ページにございますけれども、ここで PDCA サイクルのことが書いてございますけれども、

「Check」というところで、中間評価の際にチェックをかけて、見直しをかけていきたいと考えてございます。

もう1点、協議会を毎年1回開催するということをお話ししましたけれども、これは県の中と、あと関係する市町等を含めて開催しようと考えてございます。

以上です。

(委員)

ありがとうございます。

年1回という形の中で、ぜひ担当者レベルで逐次情報共有等をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(会長)

何かありますか。

(委員)

ちょっと気になったところが、いいですか。

(会長)

どうぞ。

(委員)

ありがとうございます。

地元のことなので、非常に興味深く見守っておりました。私たちのところにもアンケートが届きまして、「非常に難しいアンケートだな」って言いながら答えましたけれども、その後ちゃんと聞き取り調査にも来ていただいて、民間の意見を非常に詳しく聞いて計画を立てていただいて、ありがとうございます。

ただ、こここのところでありますように、太田川流域は本当に水が命の、水田の農家がすごく多いところなんです。そこに高潮とかの被害が昔からもありましたけれども、私の家も実際高潮の被害に遭いまして、近所の田んぼなんかも収穫が4分の1ぐらいに減ったときもあります。そういう場所だということ。

それから、こここのところは、おかしなことに海に抜ける川がすごく少ないですね。横川というものがあまして、「前川」という。大須賀町から福田町まで、旧の浅羽町内には南へ海に抜ける川が一本もないんです。そういうことで被害が大きくなる可能性があって、最近の大水が普通の大水じゃないものですから、そうなったときに、前の防波堤が堤になってしまって昔と同じように水が前に抜けない。それから、高潮のときには逆に海のほうから入ってくるということがあります。これからますます天候の不順でそういうことが危惧されますので、そういうところも十分に含めて対策を立てていただきたいと思います。

それから、当方のNPOでは、こここの多面的機能のところ、伝統文化の伝承とか、それから生物多様性の保全とかということで活動しておりますけれども、今年は海からのウナギの遡上がすごく多かったです。本当に5~6cmのものもあれば15~16cmのものもあって、9月のときにはすごく多かったです。そういうことがどこに起因しているかとかというのちょっと心配になってきております。いい方向に行くといいのですが、悪い要因ではないかというの、そういう生態系を調べるときに、ちょっとどきどきしてしまうことがあります。そういうことも含めて、生態系の調査なんかもきちんとやられて、これから向かっていく先がどこなんだろうかということもきちんとつかまえていただけると、地元の住民も安心して暮らせるのかなというふうに思います。

もう1つ、「リバーフレンドシップになって」というふうに書いてありますので、この辺をもうちょっと具体的に「こういうふうになってくれるとこんなことができ、こんな楽しいことができる

よ」というふうにして、太田川を遊び場として育てていけるようなことができたらいいなと思えますし、私の近い友人は、子供が5年生になったときに、「本当にこの川は海に続いているんだろうか」というふうに親子で探求をしまして、袋井の奥のほうから、ずっとゴムボートに乗りまして河口まで親子で調べました。奥さんが川岸でずっと動画を撮って、男の子とお父さんと2人で川を下ったと。

そういうようなのが、もし組織的に時々開催されるのであれば、もうちょっと子供たちにも、それから家族連れでも楽しんでいただける太田川になるのかなというふうに思っていますので、そういうような感じのリバーフレンドシップもいっぱいできるといいなというふうに思っていますので、施策的にもその辺を、川を怖いものとか近寄ってはいけないものというふうにするのではなく、その恩恵も感じてもらえばいいと思います。アオサギのコロニーなんかもありますけど、なかなか堤防からでは見えないところにあるので、そういうふうなもので近寄って、「こういうところに鳥のコロニーがあるんだな」とかというように一つ一つ川の魅力として伝えていけたらいいかなと思いますので、ぜひその辺のことも入れていただけたらありがたいかなというふうに思います。

本当にご苦労さまでした。大変だったと思います。よろしくお願いします。

(会長)

今のは、前半は意見ですか。

(委員)

そうですね。

(会長)

後半は、リバーフレンドで何か答えます？課長。

(水資源課長)

ありがとうございます。

幾つかご意見いただきましたけど、高潮の件、それから生態系の件とカリバーフレンドの件。全て関連部局とまた情報共有しまして、必要に応じて、先ほど言った見直しの機会を通じて検討していきたいと思っております。また、緊急性が高いものについては、見直しの5年という機会を待たずに検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(会長)

はい、委員お願いします。

(委員)

ご説明どうもありがとうございます。

ちょっと的外れなお話かもしれないし、検証しているわけでも全然ないんですけども、ウミガメの産卵場所についてなんですけど、サンドバイパスの事業で、侵食されている砂浜を養浜するという事業をこの場所で行っているということなんですけど、養浜事業を行っていると思われる場所で砂を採取すると、1mm前後の結構大粒の砂が多いような印象を受けました。ウミガメが産卵するためには0.5mmぐらいの細かな砂が必要だと言われているので、もしかすると、近場から砂を上げているので粒が大きくて、本来ウミガメが産卵するのに適した砂を選んでいないのかなという印象を受けたんですが、例えば大粒でもちゃんと産みに来るだとか、その辺の検証は行っているんでしょうかということですか。

(会長)

今のは質問ということで、水資源課長、いけますか。

(水資源課長)

すみません。個別の施策について、細かいことを我々のほうで承知しておりませんので、この場

でお答えできないんですけども、また後日改めてお答えするという形でもよろしいでしょうか。

(会長)

ありがとうございます。ほかにございますか。

(委員)

ご説明ありがとうございます。

前提の話として、ちょっと私自身が理解できていないんですけども、「太田川圏域」という定義がありまして、例えば資料の14ページで「対象水系」というのが3つ書かれているんですが、その下にあります図の中のどこなのがなかなか分からないんですね。

それから、別添の1-3のほうの資料も、21ページに図が細かく描かれているんですが、これも、どこのことをいわゆる「太田川圏域」と定義されているのかというのがちょっと分からなくて、その辺を教えていただきたいというのがまず1点です。

もう1点ありまして、16ページに「現状の取組」「緊急性」、それから「地域性」ということで書かれていますけれども、「現状の取組」については、「行政」のところでは「長期的に取り組むべき課題」ということで「○」がついています。しかし、「△」を見ると「中間的(概ね10年間)」なんですけども、もともとこの計画は10年間の計画だと思うんですけども、そこはどういう区別をされているのかというのがちょっと気になりました。

それから、「短期的に取り組むべき課題」というのが、「緊急性評価」というところで見ますと4件なんですね。これはどのぐらいのスケールでお考えなのかということですが、最後の「地域性評価」というところでは、太田川独自のところは2つしかないんですね。それ以外はどういうふうに関連していくのかということがこれでは全く見えてこないんで、もしかすると1-3をじっくり読めば分かるのかもしれませんが、ちょっと私の中では理解できていないので、その辺を教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

(会長)

ありがとうございます。

これは、水資源課長、いけますか。

(水資源課長)

まず水系なんですけれども、すみません。この図面だと非常に細かくて、お示しが少し難しいかなんと思っているんですけども、川の名称につきましては本冊の資料1-3の9ページに書いてございます。

それから、指標について、「中遠地域」、または「圏域内」、それから「県全体」「太田川水系」ということで、いろいろ目標値の設定方法が違って、非常に分かりにくくなって申し訳ないんですけども、「中遠地域」というのが、磐田、袋井、掛川、森と、この太田川圏域よりも少し広い範囲になってございます。それから「圏域内」は圏域内で、この圏域でよろしいかと思うんですけども、「県全体」という指標もございまして、指標として細かく分けられないものについては「県全体」ということで設定させていただいてございます。

それから、もう1つの質問がちょっと私もよく分からなくて、大変申し訳ないんですけど、もう1つの質問をもう1回よろしいでしょうか。

(委員)

16ページの「現状の取組」というところで「行政」の欄がありますけれども、「○」というのが「対応策の記載がある」ということなんですけども、「緊急性評価」というところでは、「長期的に取り組むべき課題」というのが「○」で、「△」がおおむね10年間なんですけれども、そもそもこの計画は10年なんじゃないのかなと思ったものですから、この長期的というのがどのぐらいのスパン

で、中期的というのは実際どのぐらいのおつもりなのか。そして「緊急」というのはどのぐらいの  
スパンでお考えなのかというのをお聞きしたかったんですけど。

(水資源課長)

ありがとうございます。

この計画は、10年ということで計画年を設定してございますけれども、基本的に、国の水循環基  
本計画の中で5年をめぐり見直しをかけるということがございます。まずは、その5年というこ  
とで、見直しをかける年数として設定してございます。

それから、10年という設定なんですけれども、これにつきましては、水循環の状況がある程度変  
化することも踏まえて「10年で1回切りましょう」ということで考えてございます。10年後にこ  
の計画を見直して再検討していく形になるかと思っておりますけれども、今回つくった計画を土台にして、  
さらにそこで見直しをかけていくということを長期的な面で考えてございます。

この計画の「長期的」というのはどのぐらいをめぐりということとは、今回のこの10年というこ  
とではなく、さらに長期ということですので、特段年数を設けているわけではございませんけれど  
も、そういった視点でございます。「中期的」というのは、ここに書いてあるとおり、10年という  
ことでこの計画年を考えてございます。

以上です。

(委員)

ありがとうございます。

もう1つ、最後のところの「地域性評価」というところで、太田川圏域独自はここでは2つしか  
ないんですが、それ以外のところがたくさんありまして、特に全域で共通の課題というのがあるの  
で、その辺はどういうふうに調整されるのかなというところが、もしありましたらお願いします。

(水資源課長)

質問ありがとうございます。

この太田川圏域の2つというのは、太田川圏域だけに限って生じるであろう課題について2つとい  
うことでございます。

全圏域で共通の課題ということもかなりたくさんございます。これについては、今後ほかの圏域  
についても同様に検討を進めていく内容となってございます。

以上です。

(会長)

よろしいですか。

ちょっと時間も押していますが、よろしいですかね。どちらからいきますか。じゃ、委員お願い  
します。

(委員)

ご丁寧な説明をいただきましてありがとうございました。

私が1点ちょっと気になったのが、21ページ目の「目標及び施策の指標」というところで、真ん  
中のほうにオレンジ色の「災害・治水」というところがございます。その1つ目ですね。「健全な  
水循環の状況を表す指標」ということで、死者数が指標になっていて、目標値が0人というふうにな  
っています。ちょっとこれで疑問に思ったのが、もし死亡者がいなければ、これは健全な水循環  
の状況が保たれているという見方になってしまうのではないかなと思って、この目標値は本当にこ  
れでいいのかなという疑問がありました。

ここに※印がついているので、下のほうを見ますと一応「暫定値です」ということで、今後策定  
していきますということなんですけど、この目標値について今後どうするのか。このままいくのか、

ちょっと教えていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

(水資源課長)

「健全な水循環の状態を表す指標」として死者数ということで挙げてございますけれども、これだけで健全な水循環の状態を示す指標になるかということ、それだけではないということは重々承知しているんですけども、水害及び土砂災害による事故がなかったということが1つの目安にはなるかと思って、今回ここを表わす指標の1つとして挙げているということでございます。

(委員)

死者がいるかいないかというよりかは、実際に水害があったかどうか、土砂災害があったかどうかというのも非常に重要な指標になると思いますので、ちょっとこのところはもう一度考慮し直していただいて、目標値の設定を適切なものに変えていただいたほうがいんじゃないかなというふうに感じました。よろしくをお願いします。

(会長)

ありがとうございます。

委員、ありますか。

(委員)

ご丁寧な説明をありがとうございました。

内容が深過ぎて、こちらの水循環計画の案のほうを拝見して確認するんですけど、たくさんの計画とかプランが関連していて、多分その辺のことと、あと、もともと考慮しなければいけない国の計画のほうとの関連もあると思うんですが、私がちょっと気になったのは2点で、まず16ページの「対応状況」。取組とかのやつ、読み方が間違っているかもしれないんですけど、「暮らし」の一番最後の「雨水・再生水利用の支援策の活用促進」の部分ですが、ここは中を見ても、「取り組まれている」とか「なかなかできていないことが多い」というふうに書かれていたように思うんですが、実際に緊急性も高いんですけど、具体的なそういうことの目標というか施策みたいなものがあまり読めなかったんです。

あと、農地が多いところで、「田んぼダム」だとか農地の整備みたいなことなんかも、具体的な施策の中に「取り組まれている」とって書かれていたけれども、それが実際やられるという具体的な計画になっているのかどうか、ちょっと読み込めなくて、「農業農村整備みらいプラン」というのも拝見しましたが、それとの関連で、この水循環計画の中の保水機能だとか、その活用促進という部分はどうなるのかなど。緊急性も高いし、地域性の評価も短期的な目標でしなくちゃいけないという部分なんだけど、ちょっと読み込めなかったので、それを教えてください。

もう1つは、先ほど委員もおっしゃっていたんですけど、リバーフレンドシップがたくさんあって、私も全部拝見して、ここの地域も多いなというふうに思いましたが、実際やられている方は高齢化していたりとか、地域でなかなか活動できないというふうになってくると、団体数があればこれで守れるかということ、本当にずっとこの指標でいいのかなというのを感じていて、参加する人数だとか、臨機応変に対応できるような——今まで多分仕組みとしてずっと変わっていないと思うんですけど、このところの災害の激甚化とかということを考えて、いろんな意味で川に関心を持ってもらって、流域治水の意識の向上みたいなのところにもつながる活動なので、どういうふうにご覧いただけるのか、ちょっと教えていただきたいなと思います。

以上です。

(会長)

水資源課長、お願いします。

(水資源課長)

ご質問ありがとうございます。

まず、雨水活用等の施策や目標についてですけれども、おっしゃるとおり、これについて具体的な施策や目標値等は今のところ掲げてございません。これについては、今後さらに積極的に進める必要があれば、担当市町と調整しながら進めていきたいと思っております。

それから、農地の活用についてですけれども、農地のほうの施策は、こういった形で進めていくかというのは書いてあるかと思えますけれども、これについて、具体的に今回の水循環計画で施策や指標を掲げて進めているということにはなってございません。多面的機能についても、現状、先ほどお話があったとおり、後継者がいないとかといった問題も生じておまして、活動を継続していくためにいろいろと施策を打っているかと思えますけれども、これについて、今のところ具体的にどのような施策を行うか、水循環計画の中で記載していることはございません。

それから、リバーフレンドの参加人数等の指標ということですが、これについても、今現在のところ組織数等で管理しておりますので、活動の内容とか、具体的な活動を増やすための取組等を、この施策の中で関係部局と調整して進めている内容はございません。これについても、今後改善すべき課題が生じたときに、関係部局と調整しながら変更、見直しをかけていきたいと考えております。

以上です。

(委員)

ありがとうございます。

関係部局が多いので大変ですよね。それはすごく思うのですが、ぜひ細やかな対応をしていただくのが、多分暮らしを守るといふか、この地域を守っていくことにつながるのかなと思うので、せっかく新しい計画ができたときは、それが地域の人たちにちゃんと伝わるというか、届く内容であってほしいなと思うので、ご検討ください。

(会長)

ありがとうございます。

多面的な皆さんの意見、すごいですね。部会ではあんまり出なかったような意見だったので。

(水循環保全部会長)

一言よろしいですか。

(会長)

はい、水循環保全部会長。

(水循環保全部会長)

皆さん、様々なご意見、ご質問をいただきまして、ありがとうございました。

私から最後に少し補足的に申し上げますと、皆さんご記憶のように、1年前も、これに先立って浜名湖の圏域についての水循環計画を審議していただいて、今回2つ目ということになるんですが、前回と比べて今回大きく進歩したところもございまして、それはこの19ページ、20ページのところになります。

もともと、この流域水循環計画というのは、国の法律である水循環基本法、あるいは静岡県条例に基づいて、これまで水循環というのは、山に降ってくる雨があって、それがしみ込んで川になって、海に流れてまた蒸発してということなんですけど、その非常に壮大な水循環を、様々な部局が縦割りのばらばらに、個別の施策目標を達成するために個別の施策をやってきたという状況で、横の連携が全然取れていない課題があるというところで、水循環全体を俯瞰的に見てそれを健全にしていく必要があると。そのためには異なる部局の間で連携と協力を深めなければならないという基本的な考え方の下に整理されてきたものと承知しています。

この19ページの冒頭の「施策の実施に当たって」ということに書いてあるんですけど、昨年6月に国土審議会のほうから答申がありまして、「流域総合水管理」という考え方が示されたところで、その中に、かなり具体的に「相乗効果」とか「利益相反」という言葉まで使って、異なる部局間で調整するとき、それが相乗効果、つまりシナジーが生まれるケースと、お互いがバッティングしてしまうトレードオフが生じるケースというのが必ずあるだろうと。「そういうものに留意しながら今後調整していく必要がある」ということが国土審議会から示されたということで、私としては、それを踏まえた太田川の計画にしていけるのがよいだろうということで進めてきたところがございます。浜名湖のときには、そういう議論がまだなされておりました。

ですので、この19ページ、20ページの表をよく見ていただくと、「相乗効果が発現される施策」というのが記載されている欄がございますし、「相互に調整が必要な施策」、これは利益相反に相当していますけれども、それがあり得る施策というのが番号で示してあるわけですね。これをよく見ていただくと、「これをやることによって一石二鳥の効果があるかもしれないから、個別にばらばらでやるんじゃなくてちゃんと連携してやりましょう」と。相互に調整が必要な場合は、「下手にやってしまうともう片方のものを損なってしまうかもしれないから、お互い調整しながらやってください」というのを、こういう表の形で整理したというところがございます。これは、私が見ておりましたが、かなり全国に先駆けた取組として、県レベルでの計画づくりとしては非常に先進的な形で整理できたのかなと思っております。

ただ、ここで示している丸の番号が必ずしも十分ではない箇所も残っているかもしれませんので、今後の見直し等では、そこら辺を見ながら、さらに「相乗効果としてこういう組合せがあるんじゃないか」とか「相互の調整が必要なんじゃないか」というような建設的なご意見をいただくと、そもそも水循環基本法で想定している縦割りのばらばらの施策というものがだんだん融合して行って、全体として最適な、健全な水循環というものに到達できるのではないかという考えでつくっているということを最後に補足させていただきます。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、ご意見も出尽くしたようですので、お諮りします。

本案件については、部会報告書の結論のとおり私から知事宛て答申することとして、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(会長)

異議なしということで。

オンラインの方で、ご異議ある場合には「挙手」ボタンにてお知らせください。異議なしということで、ありがとうございました。

続きまして、諮問事項に移ります。本日は諮問事項が2件あります。

まず、「第4次静岡県環境基本計画の改定」につきまして、暮らし・環境部参事兼環境政策課長から説明をお願いします。

(暮らし・環境部参事兼環境政策課長)

着座にて失礼をさせていただきます。

私からは、25ページの資料2-3のPowerPointを主に用いまして、「第4次静岡県環境基本計画の改定」について、ご説明をさせていただきます。

まず初めに、環境基本計画の基本的事項についてですけれども、この環境基本計画は、環境基本条例第9条に基づきまして、県の環境施策の大綱として策定しているものでありまして、現行の第

4次計画は令和4年3月に策定しております。

計画期間は令和4年度から令和12年度までの9年間ですけれども、計画中に、環境を取り巻く状況の変化に迅速に対応するため、5年程度をめぐりに見直しを行うこととしておりまして、来年の令和8年度が5年目となりますことから、今回見直しを実施するものです。

なお、今回は中間見直しですので、位置づけとしてはマイナーチェンジということになります。続きまして、現計画の概要を簡単におさらいさせていただきたいと思っております。

最初に、現計画の将来像ですが、これは計画のグランドデザインに相当するもので、「地球環境を守り、地域資源を活かし共に支え合う、『環境と生命の世紀』にふさわしい“ふじのくに”の実現」と謳われておりますが、この「ふじのくに」という表現を、最近の県全体の方針として見直すことになっております。と申しますのは、この「ふじのくに」という言葉が地域とか対象が非常に不明確でして、「これは見直したほうがいいんじゃないか」ということで県議会からも指摘を受けているところですので、全庁的にこれを整理しております。その関係もありまして、適切な表現に修正をしたいと思っております。

それから、その下の「取組の方向」ですが、「恵み豊かな地球環境の保全と経済、社会の調和のとれた発展」ということで謳っていますが、この意味するところは「環境、経済、社会の統合的な発展」ということですが、令和6年2月に、国の環境基本計画におきまして、この環境と経済と社会というものの関係を表わす概念が大きく変わりましたので、それを踏まえた文言の修正を行いたいと思っております。後でこれは詳しく説明をいたします。

それから、その下の「施策展開」につきましては、「脱炭素社会」「循環型社会」「良好な生活環境」、それから「自然共生」、最後に「基盤づくり」という5本の柱がございますが、こちらはマイナーチェンジですので、この柱立てについては維持する方向で考えています。

次に、現行計画の進捗状況ですが、現計画では、このような形で、5本の柱ごとに、施策の効果を測る成果指標を全部で18、それから行政活動の成果をはかる活動指標というものを計51定めています。これらを、「目標値以上」、それから「A」「B」「C」、それから一番下の「基準値以下」という5つの区分で毎年評価を行いまして、環境審議会の企画部会にお諮りをいたしまして、計画の進捗を管理しているところであります。今年度の評価結果の詳細につきましては、この後、3の報告事項、「企画部会審議結果」のところでも報告させていただきます。

続いて、27ページになりますけれども、ここからは、現計画の柱ごとに具体的な施策を抜粋して記載しています。

まず初めに「脱炭素社会の構築」ですが、脱炭素につきましては、昨年2月に国の地球温暖化対策実行計画が改定になりまして、2030年に46%削減という目標に加えまして、2035年と2040年の目標が新たに追加されまして、一層温暖化対策を加速していくということにされたところです。

また、エネルギーの分野におきましては、次世代の太陽光発電の有力な候補であるペロブスカイト太陽電池の実証実験が県でも開始されておりまして、またこれからになりますけれども、遠州灘で洋上風力の設置に向けた検討会も開始するという予定になっています。

こうした動きを新たに盛り込みながら時点修正を図っていくということになります。

続きまして、「循環型社会の構築」ですが、例えばサーキュラーエコノミーの関係につきましては、使用済紙おむつの再資源化に向けまして、令和6年度から、市や町と連携をいたしまして実証実験を行っているところです。

あるいは、プラごみのリサイクルの関係では、これは主に市や町が主体になりますけれども、2022年の4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行となりまして、従来の容器包装リサイクル法で定められましたプラスチックだけでなく、一般のプラスチックごみについても

一括して回収することが自治体に求められるようになりました。こういった新しい動きが出てきております。

続いて、28 ページになりますけれども、「良好な生活環境の確保」におきましては、当審議会でもご審議いただいておりますとおり、令和4年に水循環保全条例が制定され、それに基づきまして県下8圏域において順次流域水循環計画の策定が進められています。

あるいは盛土の関係では、令和6年度から、人工衛星の画像を利用いたしまして不適切な盛土を監視する取組も始まっております。

それから、その下の「自然共生社会の構築」でございますが、こちらは従前は「生物多様性」という言葉が象徴的な言葉でしたけれども、最近では「ネイチャーポジティブ」という言葉に代表されるようになってきておまして、自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失をいち早く止めて、それだけでなく安定軌道に乗せていくという、従来の生物多様性と比べて、より積極的な概念で用いられるようになってきております。

また、クマについては、アーバンベアの問題が連日新聞紙面をにぎわせておりましたし、シカやイノシシといった野生鳥獣の問題は依然として大きな問題となっているところであります。

続いて、29 ページになります。

「環境と調和した社会の基盤づくり」におきましては、環境と経済の好循環の創出に向けまして、「SDGs ビジネスアワード」というものを県のほうで実施しておりますけれども、これは、当初ビジネスコンテストとして始めたものですが、昨年からビジネス養成講座というものが加わってスタートしておりますし、今後は、スタートアップ企業ですとか、あるいは大企業との連携も検討されておりますので、こちらも年々取組を実践する事業者が増えつつあるという現状です。

以上、計画の策定後、様々な動きが出てきておりますので、そうしたものを盛り込みながら、各部各局の施策について全面的に時点修正を図っていくことにしたいと考えております。

続いて、見直しの方向性ですが、最近の環境問題を巡る世の中の動きについては、次のようなものがあります。

例えば環境全般におきましては、国連が提唱しております3つの危機、「気候変動」「生物多様性の損失」、それから「汚染」という3つの危機が、いろんなところで最近指摘されるようになってきています。あるいは「脱炭素」の分野では、パリ協定による世界共通の目標であります、今世紀末までの気温上昇を1.5℃以下に抑えるという目標が、このままの対策だけでは破綻しかねないという報告も出ております。

また、「循環型社会」の分野におきましては、2024年に国の循環型社会形成推進基本計画が策定されまして、これを国家戦略として推進することになりました。

また、「良好な生活環境」の分野におきましては、OECDの報告に、2019年から2060年までにプラスチックが3倍になってしまうと、それに伴って環境への流出量が倍増すると、また、海洋、河川、湖に堆積するプラスチックの量も3倍になるという報告も出たりしております。

また、「自然共生」の分野におきましては、先ほど申し上げましたように、生物多様性の保全の概念として「ネイチャーポジティブ」という言葉が一般化されつつありますし、その達成指標である「30by30 (サーティー・バイ・サーティー)」、これも新たな概念ですが、2030年までに地球の陸地と海洋の30%以上を保護地域として保全するという目標が定着しつつあります。

それから、「環境と調和した社会の基盤づくり」におきましては、先ほどの国の環境基本計画におきまして、新たに「プラネタリー・バウンダリー」という言葉が提唱されまして、これは「環境包容力」と訳しますけれども、学術的には少し前から提唱されておったようではありますが、環境基本計画で新たに盛り込まれたと。これは、この境界線を越えると元に戻すことが不可能になってしま

う臨界線ということだそうですが、幾つかの分野では既にこれを越えつつあるという報告もあります。

以上のようなことを踏まえまして、各分野に必要な見直しをかけてまいります。

続きまして、30ページをごらんください。

先ほどの繰り返しになりますが、国の第6次環境基本計画との整合に関することですが、冒頭でも触れましたが、令和6年5月に閣議決定をされました第6次環境基本計画におきまして、「環境は人類の存続のための基盤であり、その上に社会・経済が成り立っている」という考え方が新たに示されたところです。これまでは「環境・経済・社会の統合的発展」という言い方をしてきたものを、環境が損なわれれば、これはすなわち人類の生存自体が危うくなるということで、「環境なくして経済も社会もない」ということで、この3者の関係性の概念が大きく変更されました。これを踏まえまして、本県の環境基本計画も、この考え方に従って必要な文言を修正していきたいというふうに考えております。

続いて、「現計画における成果と課題を踏まえた対応」につきましては、各分野の具体的な取組、つまり各部・各課の具体的な施策が、5つの柱の下に第5章以降に個別具体的にたくさん記載されておりますけれども、計画策定後の事情変化をはじめといたしまして、達成指標等の状況などを踏まえて、PDCAサイクルを適切に回しまして、しっかりとした修正を行っていきたいと考えております。

最後に31ページになりますけれども、スケジュールについて触れさせていただきます。

本日の諮問を受けまして、6月から当審議会の企画部会におきまして具体的な議論をスタートいたします。その後、庁内の各部・各課の修正を踏まえまして、11月の企画部会で素案を審議していただきまして、その後パブリックコメントを行いまして、1月には答申案を取りまとめたいと考えています。

それを、2月の当審議会全体会におきましてご審議をいただきまして、3月までに新計画を策定・公表することとしたいと考えております。

私からの説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

(会長)

ありがとうございます。

それでは、ご意見、ご質問等があればお願いします。オンライン参加の方は「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。指名後、ご発言の際にはマイクをオンにしてください。

それではお願いいたします。

(委員)

ありがとうございました。

これは、今新しい形でいろんなものが出ている世界の状況とかを考えたときに、30ページのウェルビーイングという考え方は、知事も推奨されていて、方向的に環境保全とウェルビーイングというものをどういうふうに入れ込んでいくのかというのがこれから少しあるのかなど。今までそういう言葉って書かれたことはなかったと思うので、変わってくるのかなと思うんですが、感想みたいになっちゃうんですけど、こういうのを入れていくとなると、見直しで随分目標とかが変わってくるんじゃないかという懸念というか、どういうふうに見直しをかけるのかなというのが、私も企画部会委員なので、ちょっと心配になりました。

あと、「ふじのくに」という言葉が地域が分かりにくいので変更という話でしたが、今まで結構「ふじのくに」で通ってきていて、議員さんからも「分かりにくいので変更」ということですが、変更するとどんな言葉になるんですかね。静岡を象徴する言葉。代替案とか、そういうよう

なこととか——ごめんなさい。「ほとんどのものが変わっていく」というふうにおっしゃったので、「ふじのくに」に匹敵する、あるいはそれ以上静岡を象徴する言葉みたいなことの案とかというのはあるのでしょうか。それから、基本計画を改定するときに、その言葉とかも考えるのかということをお教えしてほしいです。

(会長)

ありがとうございます。じゃ、くらし・環境部参事兼環境政策課長。

(くらし・環境部参事兼環境政策課長)

ご質問ありがとうございます。

まず初めに、「ふじのくに」でございますけれども、これを代替する言葉の候補というのは今のところまだ決まっておりません。これも、全庁様々な考え方がありますので、それに従って各部が適切にこれを見直していくということになりますので、統一的に何か置き換わるということはないかもしれませんが、そこはいろんな考え方が入ってくるんだろうと思っております。まさにこれから考えるということになります。

それから、ウェルビーイングについても触れていただきましたけれども、今年策定されます県の総合計画におきましても、知事の強いリーダーシップに基づきまして、この言葉が全面的に採用されておりますので、環境基本計画は、もちろん総合計画との整合を図ってつくっておりますので、このウェルビーイングという概念につきましても同じく整合を図っていくこととなります。

ちなみに、ウェルビーイングは、県民幸福度を図るために県が行った地域幸福度指標アンケート調査の結果では、本県では環境・エネルギーに関する満足度についておおむね全国平均よりも高いという結果が出ていると聞いておりますけれども、現計画においては、指標の達成が遅れているところもございますので、そちらも含めて適切な見直しを図っていきたいと考えております。

以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。

委員、よろしいですか。

(委員)

はい。

(会長)

これで納得するの？

(委員)

これから考えるんだなと思って。

(会長)

考えて。

(委員)

はい。

(会長)

「ふじのくに」、いいと思うんだけどな。

(委員)

好きですね。

(会長)

いいですよ。

(委員)

うん、好きです。平仮名だし。

(会長)

平仮名で非常にいいという意見もございますので、そこは記録しておいていただければ。  
ほかにございませんか。

この件につきましては、環境政策に関する知識、経験等を有する方々により専門的な見地から詳細な審議を行う必要があると考えます。つきましては、企画部会において、この諮問事項について詳細な検討をお願いすることとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(会長)

会場のほうは異議なしということで。

オンラインのほうでご異議のある場合は、「挙手」ボタンにてお知らせください。異議なしでよろしいですか。

それではそのように決定いたします。

企画部会では、先ほど出ましたご意見を念頭に置きながら整理をしていただきたいと思います。

なお、部会の検討結果については、また改めて本審議会に報告していただき、審議会として答申することといたします。ありがとうございました。

続きまして、「第5次静岡県循環型社会形成計画の策定」につきまして、廃棄物リサイクル課長から説明をお願いいたします。

(廃棄物リサイクル課長)

着座にて説明させていただきます。

資料のほうは32ページから始まるんですけども、32ページは諮問書で、33ページは参考法令、34ページ、35ページでこの概要をお示ししておりますが、説明用資料としては、その後の36ページから説明させていただきますと思います。

「第5次静岡県循環型社会形成計画の策定」について、ご説明をいたします。

36ページ下段のほうをごらんください。

初めに、本県の循環型社会形成計画の位置づけにつきまして、ご説明申し上げます。

本計画は、今まさにご説明させていただいた、静岡県環境基本条例第9条に基づいて定められる静岡県環境基本計画の、廃棄物に関する個別計画という位置づけになります。内容は、環境基本法に基づく国の環境基本計画及び県環境基本計画を踏まえたものということにしております。また、この中には、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理計画、それから食品ロス削減推進法に基づく食品ロス削減推進計画を盛り込んだ形というふうになっております。

この第1次循環型社会形成計画は平成18年3月に策定されまして、現計画でございます第4次循環型社会形成計画は令和4年3月に策定されてございます。

次に、37ページの上段になりますけれども、まず現計画でございます第4次循環型社会形成計画は、「“捨てる”を減らそう。“活かす”を増やそう。～ふじのくにのゼロエミッション～」をテーマに、3つの基本方針に沿って施策を展開しております。

基本方針1の「3Rの推進」においては、廃棄物の発生抑制、それから再使用の推進として、県ホームページですとかSNSでの広報活動等により、食品ロスの削減などの啓発を行っております。

また、県民参加による海岸清掃などの海洋プラスチックごみ削減「6R県民運動」を通じまして、プラスチックごみ削減を呼びかけているところでございます。

基本方針2の「廃棄物適正処理の推進」におきましては、事業者指導の強化と優良事業者の育成として、産業廃棄物の排出事業者を対象に、廃棄物処理法に関する研修ですとか立入検査を通じま

して法令遵守の指導を行っております。

また、不法投棄対策の推進といたしましては、不法投棄の早期発見のため、静岡県不法投棄撲滅対策本部を設置いたしまして、SNS のアプリ「ピリカ」の通報制度などを活用して不法投棄の早期発見に努めるとともに、AI を活用して不法投棄懸念場所を抽出しパトロールに当たるなど、新たな不法投棄撲滅対策も行っております。

それから、基本方針3、「サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくり」におきましては、基本方針1と内容的には重複する部分もあるんですが、新たなプラスチック戦略ですとか食ロス対策の推進として、先ほど申し上げました海洋プラスチックごみ削減「6R県民運動」ですとか食品ロス対策の推進などを通して、県民に向けた意識啓発を行っているところでございます。

また、先ほど環境基本計画における実施施策のところでも触れましたが、循環産業の進行支援として、使用済紙おむつの再資源化に向けて実証実験を行う市町の支援や、リサイクル製品の認定の利用促進などを行っております。

次に、37 ページの下段になりますけれども、第4次循環型社会形成計画の現在の進捗と評価についてでございます。

成果目標として、ごらんの3つの指標を設けております。3つの指標とも、最新実績値であります令和5年度の実績値で令和8年度目標値を達成しております。

まず、「1人1日当たりの一般廃棄物の排出量」ですが、新型コロナウイルス感染症が5類に移行した令和5年度のものであります。コロナ禍によりまして市町が行う町内会等の集団回収が減り、代わって店頭回収などのごみの分別回収が進んだことによりまして、生活系の一般廃棄物が基準年の令和元年に比べて減少していると思われまます。

次に、「1日1人当たりの一般廃棄物の最終処分量」についてですが、こちらも排出量の削減に伴い減少しております。

なお、「1人1日当たりの一般廃棄物の排出量」は静岡県は全国7番目、「1日1人当たりの一般廃棄物の最終処分量」は全国6番目という状況でございます。

次に、「産業廃棄物の最終処分量」についてですが、年ごとに上下はあるものの、令和5年度は22万8,000tと目標値を達成しております。これは、いろいろ都道府県によって産業構造が違うので、それぞれ特色があるのですけれども、静岡県の場合は排出量の56%を汚泥が占めておりまして、その再生利用量が増加したことが要因と考えられます。

産業廃棄物の排出量に対する最終処分量の割合は、全国的には2.4%、本県は2.3%であります。先ほど申しましたけれども、産業構造は各都道府県によって違うため、排出量や組成は都道府県によって違います。本県は製紙業が盛んであることから、産業廃棄物として排出される汚泥の量が相対的に多く、また水分の蒸発による減容量、ごみの減る量が多いことが本県の特徴でございます。

続きまして、38 ページの上段のほうになります。

これらを踏まえまして、次期計画である第5次静岡県循環型社会形成計画の概要と策定方針について、ご説明いたします。

実際の策定内容は、これから設置されます廃棄物リサイクル部会におきまして審議していただきたいというふうに考えております。

計画期間は、令和9年度から13年度の5年間でございます。

計画に盛り込む事項としては、現計画と同様に、国の環境基本計画と、この計画の上位計画であります県の環境基本計画。先ほどご説明させていただきましたが、これらに基づく循環型社会の形成に関する計画。それから、あわせて廃棄物処理計画と食品ロス削減推進計画を従前と同様盛り込む予定でございます。

また、容器包装リサイクル法などの個別物品の特性に応じた法律ですとか、第4次の策定以降に新たに施行されましたプラスチック資源循環法ですとか再資源化事業等高度化法に関する施策についても盛り込むことを検討してまいります。

38 ページ下段のほうになりますけれども、この第5次循環型社会形成計画策定の方向性についてご説明いたします。

先ほどもちょっと話が出ましたけれども、国の第6次環境基本計画の方向性を取り入れて整合を図っていきます。

また、国では、先んじて第5次循環型社会形成推進基本計画を策定しておりまして、環境保全を前提とした循環型社会の形成と持続可能な社会の実現を目指すこととしていることから、県におきましては、廃棄物に関する個別計画として、どのように将来の人口減少を見据えながら地域における資源循環を進め、廃棄物処理コストを可能な限り抑制することに取り組むことができるか、施策を検討してまいります。

それから、39 ページの上段のほうになりますけれども、「第5次循環型社会形成計画策定の方向性」ということで、基本方針案を1から3まで示してございます。地域において循環型社会の形成と持続可能な社会の実現を図るための次期計画の基本方針案は、第4次計画の方向性を引き継ぎつつ、国や県の上位計画との整合性を取っていくため、これら3つを仮の基本方針としていきたいと思っております。

なお、こちらの基本方針につきましても、今後廃棄物リサイクル部会にお諮りし、変更する可能性があるため、仮の基本方針として示させていただいております。

それから、39 ページ下段のほうで、目標数値についてでございますけれども、廃棄物処理計画において、国の廃棄物処理基本方針と整合を取っていくため、令和7年に改定された国の基本方針に合わせる形で目標数値の検討をしたいと考えております。

例えば、現成果指標であります「1人1日当たりの一般廃棄物の排出量」については、国のほうでは令和12年度に令和4年度比9%減を目標としております。また、「1人1日当たりの一般廃棄物の最終処分量」については、国では、令和12年度に令和4年度比4%減を目標としております。また、国の「産業廃棄物の最終処分量」の令和12年度目標値は、石炭火力発電の減少等による鉱滓、煤塵、燃えがら等の発生量の減少、それから廃プラスチック等のさらなる循環利用率の上昇を見込んで、令和4年度比約10%削減と設定しております。

しかしながら、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、本県における産業廃棄物の排出量は、全国と比較して、パルプ・紙製造業の汚泥の割合が高い一方で、石炭火力発電所というものがもともと少ないために、鉱滓や煤塵の割合は少ないという特徴がございます。また、廃プラスチックの排出量に占める最終処分量の割合は全国と比較して少なく、循環利用が進んでいると考えられます。

このため、「産業廃棄物の最終処分量」を、国の削減目標に従って毎年一定程度の削減とすることができないことから、令和5年度の現状値を踏まえて策定していきたいと思っております。これらも、また部会のほうで検討させていただきたいと考えております。

それから、今後のスケジュールのほうですけれども、40 ページになります。

本計画の審議スケジュールでございますけれども、廃棄物リサイクル部会において検討していただき、開催回数は4回を予定してございます。

また、12月には、パブリックコメント、及び県民、事業者、行政のそれぞれが一体となりました実行ある取組を図るために設置しております静岡県ごみ減量・リサイクル推進委員会、それから県内市町への意見聴取を経て、来年2月には答申を頂戴したいと考えております。

以上で、「第5次静岡県循環型社会形成計画の策定」についての説明を終わります。

(会長)

ありがとうございます。

それでは、ご意見、ご質問等があればお願いします。オンライン参加の方は「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。指名後、ご発言の際にはマイクをオンにしてください。では、お願いします。

(委員)

じゃ、1個だけ。

これから見直すということで、法律も随分厳しくなってくるのであれなんですけど、私が聞きたいのは1つだけで、海洋プラスチックごみ防止で「6R県民運動」があったと思うんですが、37ページを見ると、今回「主な取組」というので挙がっているのが、プラスチック戦略に関しては新しいものもつくっていくというふうに書いてあるんですが、今までやっていた「6R県民運動」はなくなるのでしょうか。教えてください。

(会長)

廃棄物リサイクル課長。

(廃棄物リサイクル課長)

お答えいたします。ご質問ありがとうございました。

37ページの上段のところに、「主な取組」ということで「3Rの推進」ということがありまして、結論から申しますと、引き続き、「6R」もこの「3R」とともに進めていこうというふうに考えております。

この「3R」は、ご承知のとおり、「Reduce（発生抑制）」、それから「Reuse（再使用）」「Recycle（再生利用）」に加えて、プラス3というのは、「Refuse（断わる）」。例えばレジ袋を断わるですとか、それから「Return（戻す）」ということで、店頭の回収ボックスに返してもらおうとか、あるいは「Recover（回復させる）」とあって海岸の清掃活動とかということで、どちらかということ、前段の「3R」に比べると、我々県民一人一人が個別に実践できるような活動についてプラスアルファで定義しているものなので、これらについては、引き続き県民の皆さんにご協力いただいて、実践していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(委員)

ありがとうございます。

(会長)

よろしいですか。

(委員)

はい。

(会長)

ありがとうございます。じゃ、委員お願いします。

(委員)

ご説明ありがとうございます。ちょっと細かいことで申し訳ないんですが、34ページの目標指標というのと、先ほど説明があった37ページのところがちょっとずれているものですから確認なんですけれども、34ページのほうは、令和2年が基準ということで「885」「43」「229」とありますけれども、37ページだと「R1」になっておるんですが、ここはどうなのかなということと、「R5（現状）」のところで、「1人1日当たりの最終処分量」が「34」ですが、37ページは「35」で、1gの違いだから大したことはないかと思うんですけれども、これは目標値を設定していくときには

大変大きな違いになってくるかと思しますので、よろしく申し上げます。

(会長)

ありがとうございます。廃棄物リサイクル課長、お願いします。

(廃棄物リサイクル課長)

2つ目のほうは端数処理の関係だったりするものですから、ここら辺は、実際に目標を設定するときは、またお諮りして検討させていただきたいと思っております。

(会長)

あと、基準年のほうは。

(廃棄物リサイクル課長)

今、実際の第4次の計画のほうの本体で確認しましたら、R1年度の実績が基準点になっております。ここは今確認しておりますが、違っていたらまたご報告させていただきます。申し訳ございません。

(会長)

委員、よろしいですか。

この件につきましては、循環型社会の構築に向け、取組や廃棄物の処理等に関する知識、経験等を有する方々により、専門的な見地から詳細な審議を行う必要があると考えます。つきましては、廃棄物リサイクル部会において、この諮問事項について詳細な検討をお願いすることにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(会長)

異議なしということで。

オンラインの方は、ご異議ある場合は「挙手」ボタンにてお知らせください。異議なしということで。

それではそのように決定いたします。

なお、廃棄物リサイクル部会に所属する委員につきましては、条例第5条第2項の規定により、会長が指名することになっております。お手元の資料3ページから4ページの委員及び特別委員の一覧で、廃棄物リサイクル部会に「○」が記載されている方々をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

部会長につきましては、条例第5条第3項の規定により、部会委員の互選によって決定されるようお願いいたします。

部会の検討結果については、また改めて本審議会にご報告していただき、審議会として答申することといたします。どうもありがとうございました。

それでは、次に報告事項に移ります。

本日は部会からの報告事項が2件あります。

まず、「企画部会審議結果」について報告を求めます。それでは、企画部会長、よろしくお願いたします。

(企画部会長)

お手元の資料の41ページをご確認ください。

令和7年11月4日に行われました第1回企画部会において、第4次静岡県環境基本計画の進捗状況について審議をいたしました。その結果をご報告いたします。

繰り返しになりますが、資料41ページの資料4をごらんください。

環境基本計画は、本県の環境計画の中期的な大綱を定めたものとして、令和4年の3月に策定をい

たしました。計画期間は令和4年度から9年間、令和12年度までとなっております。

計画の将来像を実現するための施策展開でありますけれども、「脱炭素社会の構築」「循環型社会の構築」「良好な生活環境の確保」「自然共生社会の構築」「環境と調和した社会の基盤づくり」の5本の柱を設けております。この5本の柱ごとに、施策の効果ををはかる成果指標を18項目、施策の進捗をはかる活動指標を51項目定め、こうした指標について進捗評価を行い、審議を行っております。

この評価基準ですが、中間目標値に対して各年均等に推移した場合における各年の数値を期待値という形で定めまして、その期待値と実績との比較で評価を行っております。評価区分は、「目標値以上」、期待値を30%以上上回った「A」評価、期待値の±30%の範囲の「B」評価、期待値の30%以下の「C」評価、そして「基準値以下」とし、このような評価を行っております。

成果指標の進捗評価ですが、資料中、1の(1)をごらんください。

この資料を見ていただきますと、18ある成果指標のうち、「目標値以上」が7、「A」評価が0、「B」評価が7、「C」評価が2、基準値を下回ったものが2となっております。

企画部会としては、現状値が期待値の推移の±30%の範囲内である「B」評価以上が、おおむねの目標達成に向けて順調に推移していると受け止めております。この「B」評価以上は全体の18項目中14項目であり、割合としては77.8%でございます。

これを昨年度と比較しますと、「B」評価以上は同数、「基準値以下」「C」評価についても同数ということで、全体としては昨年と同水準を保って順調に推移しているという評価でございました。

続きまして、活動指標についてです。

活動指標の評価につきましても、資料中、1の(2)を見ていただきますと全部で51項目ございまして、「目標値以上」が22、「A」評価が0、「B」評価が18、「C」評価が5、それから「基準値以下」が6となっております。

全体の割合としては、78.4%が「B」評価以上でございます。これは、昨年度と比較しますと、「目標値以上」が3増加、「C」評価が1減少、「基準値以下」が1増加となっており、全体として昨年と同水準で進捗しているという評価でございました。

企画部会における進捗評価の議論を進める中で、様々なご意見をいただきました。このご意見等は資料中の2のとおりでございまして、掲載コメント以外にも、委員の方から非常に活発なご意見をいただいたところでございます。

説明は以上になります。ご報告となります。

**(会長)**

ありがとうございました。

ご質問等があればお願いします。オンライン参加の方は「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。

よろしいですか。報告ということですからね。

それでは次に行かせていただきます。

続きまして、「温泉部会審議結果」について報告を求めます。それでは温泉部会長、よろしく願いいたします。

**(温泉部会長)**

よろしく願いいたします。

42ページの資料5をごらんください。

まず、令和7年10月20日に開催いたしました令和7年度第2回温泉部会の審議結果について、ご報告申し上げます。お手元の資料5、「温泉部会審議結果(令和7年度第2回)」をごらんくださ

い。

諮問事項である、温泉法に基づく掘削及び動力装置の許可申請に係る第1号と第2号議案につきましては、審議の結果、「申請のとおり許可することが適当である」という結論をいただきまして、10月20日付けで温泉部会から審議会に報告し、知事へ答申いたしました。

温泉部会の審議結果は以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。

ご質問等があればお願いします。オンライン参加の方は「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。

これも報告事項ですので、特になんかということよろしいですか。じゃ、次に進ませていただきます。

以上をもちまして本日予定された議事は終わりましたが、ほかに何かございますか。

特になければ、以上をもちまして本日の議事を終了いたします。ご協力ありがとうございました。